

一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムと称する。また、英文表記は Embedded Multicore Consortiumとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、組込みシステム(※1)におけるマルチコアプロセッサ(※2)関連技術に対して会員間の連携を図りつつ、(1)活用支援、(2)ビジネス推進、(3)市場の活性化貢献を実現することにより、組込みシステムを中心とする情報産業の健全なる拡大に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 組込みマルチコアに関する調査・研究・技術開発
- (2) 組込みマルチコアに関する標準策定
- (3) 策定した標準に関わるソフトウェア及びハードウェアの開発ならびに技術情報提供等の開発支援
- (4) 策定した標準ならびに開発したソフトウェア及びハードウェアの配布・普及・啓蒙
- (5) セミナー開催や書籍発行等による技術情報・教育・教育支援の提供等、策定した標準ならびに開発したソフトウェア及びハードウェアの利用支援
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(※1) 各種の機器に組み込まれて、それを制御するコンピュータシステムのこと。

(※2) チップとよばれる一つの半導体集積回路に、プロセッサとよばれる処理装置を複数搭載したもの。ただし、本コンソーシアムにおいては、複数半導体集積回路にまたがるもの、プロセッサ数が多くメニーコアとよばれるものも含むものとする

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別と入会)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体（正会員である個人を「個人正会員」、正会員である団体を「団体正会員」といい、両者を総称して「正会員」という。）

(2) 準会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人

(3) 特別会員 当法人の趣旨に賛同し、かつ理事会が必要と認める教育機関・公的機関・非営利団体・個人

2 正会員又は準会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

3 特別会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は理事会の承認を経て入会を認めることができる。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会長に退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 準会員については、前項の各号の一を準用する。

3 特別会員が第1項の各号の一に該当する場合、又は理事会が特別会員とする必要がないと認めた場合には、その資格を喪失する。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(総会)

第12条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、これを一般法人法第49条第2項に定める社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) 会員の除名
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度に1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の半数以上であって、

総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定めた事項

(議決権)

第19条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、必要に応じて副会長、専務理事を置くことができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事（会長）、副会長及び専務理事は、理事会の決議により選任する。
- 3 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して当法人の業務を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、当法人の事業報告及び事業報告の附属明細書を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、会長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の日までとし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会の特別決議を経なければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第26条 役員は、その職務に対して報酬を受けない。ただし、職務を行うために要する費用の弁済を受けることができる。

- 2 費用の弁済の額及び支給方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

(顧問)

第27条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により、会長が任免する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 第23条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 当法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、総会への報告に代えて、総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会の特別決議を経なければならない。

(解散)

第41条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の特別決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体、公共社団法人もしくは公益社団法人、または、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

(合併)

第43条 当法人が合併しようとするときは、総会の特別決議を経なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第44条 当法人に、当法人の事務を処理するための事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第45条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第46条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 枝廣正人

設立時理事 権藤正樹

設立時理事 渡辺政彦

設立時監事 横田 廉

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所

氏名 枝廣正人

2 住所

氏名 権藤正樹

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人組込みマルチコアコンソーシアムを設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成26年10月3日

設立時社員 枝 廣 正 人

設立時社員 権 藤 正 樹